

地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾の取扱

第一 債権譲渡の承諾に係る全般事項

1 趣旨

この取扱は、世田谷区と建設工事請負契約（以下「請負契約」という。）を締結している請負事業者が、地域建設業経営強化融資制度（「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日国総建第197号・国総建整第154号）以下「本制度」という。）を利用する場合に、世田谷区工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第5条第1項ただし書きに基づく工事請負代金債権の譲渡承諾手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

(1) 組合等

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に定める事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）民法上の公益法人である建設業者団体又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本融資制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金（以下「振興基金」という。）が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者

(2) 中小・中堅元請建設業者の範囲

原則として資本の額又は出資総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者で、世田谷区と請負契約を締結した施工中の工事について組合等から転貸融資を認められる者（倒産等の場合を除く。）

なお、建設共同企業体（以下「JV」という。）の場合は、構成員全員が中小・中堅元請建設業者であること。

(3) 契約書

世田谷区と中小・中堅元請建設業者が締結した工事請負契約書

(4) 工事請負代金債権

世田谷区と中小・中堅元請建設業者が締結した請負契約に基づき、工事完成後に世田谷区が中小・中堅元請建設業者に支払う予定の工事請負代金

(5) 倒産等

以下のいずれかに該当した場合とする。

破産した場合

会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをした場合

民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申し立てをした場合

会社整理又は特別清算開始の場合
手形交換所の取引停止処分を受けた場合
その他債務の弁済が不可能となった場合

3 対象工事

債権譲渡の対象となる工事は、世田谷区が発注する建設工事のうち、出来高が工事全体の2分の1以上に到達したと認められる工事とする。

ただし、次の各号に掲げる工事は除くものとする。

- (1) 低入札価格調査の対象となった工事
- (2) 受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (3) 以下の工事を除く、債務負担行為及び歳出予算の繰越等工期が複数年度にわたる工事
債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
債務負担行為に係る工事又は前年度から繰り越される工事であって、債権譲渡の承認申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が1年未満の工事
- (4) その他請負事業者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当と認める特別な事由がある工事

4 譲渡債権の範囲

- (1) 譲渡される債権の範囲は、当該請負工事が完成した場合においては、契約約款第31条第2項に規定する検査に合格し、引渡を受けた既済部分に相当する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の世田谷区の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該請負契約が解除された場合において譲渡される債権の範囲は、前項の規定にかかわらず、契約約款第47条1項の既済部分の検査に合格し引渡を受けた既済部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の世田谷区の請求権に基づく金額を控除した額とする。
- (2) 当該工事請負契約の契約変更により工事請負代金額に増減が生じたときの前項に定める工事請負代金額は、変更後のものとする。
- (3) (1)に定める世田谷区の請求権に基づく金額については、契約保証金や履行保証保険等で充当できる金額がある場合、その充当した金額を差し引くものとする。

5 債権を譲渡することができる者

債権を譲渡することができる者(以下「債権譲渡人」という。)は、原則として、2(2)の中小・中堅元請建設業者とする。

6 債権を譲り受けることができる者

債権を譲り受けることができる者(以下「債権譲受人」という。)は、2(1)の組合等とする。

7 支払い計画書等の提出について

債権譲渡人は債権譲受人から融資を受ける際に、融資申請時までの当該工事に関する下請負人等への代金の支払い状況及び本融資制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払い計画を債権譲受人に提出し、債権譲受人において確認することとなっている。また、保証事業会社（公共工事の前払い金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）においては債権譲受人から、支払い状況および支払い計画の写しを受けて確認することとなっている。

8 譲渡することができる工事請負代金債権の担保の範囲

融資制度において譲渡することができる工事請負代金債権は、次に掲げるものに対して担保するものであり、債権譲受人が債権譲渡人に対して有するその他の債権を担保するものではない。

- （1）債権譲受人から債権譲渡人に対して支払う当該工事にかかる貸付金
- （2）保証事業会社が当該工事に関して当該債権譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権

9 当該請負契約の内容について変更が生じた場合の取扱い

債権譲渡承諾後に当該請負契約の内容について変更が生じ、請負金額が増減した場合の工事請負代金債権の額は、債権譲渡承諾時の工事請負代金債権の額に、契約変更により加え又は減じた後の額とする。

10 当該契約が解除された場合の取扱

契約書第43条、第44条、第45条及び第46条に基づき、請負契約が工事完成前に解除された場合の工事請負代金債権の金額は、契約書第47条第1項の既済部分の検査に合格し、引渡しを受けた部分に相応する請負代金額から、既に支払いをした前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する違約金等の世田谷区の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。

なお、債権譲渡人及び債権譲受人が、当該請負契約に基づき世田谷区が行う既済部分（出来高）の査定の結果について異議申し立てをすることは認めないものとする。

第二 債権譲渡の承諾に係る事務手続等

1 債権譲渡の承諾申請

債権譲渡人及び債権譲受人が、債権譲渡の承諾申請を行う場合は、次に定める書類を当該工事の契約担当者に、当該請負契約の出来高(債務負担行為の最終年度であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事にあつては、最終年度の工事に係る出来高)が2分の1に到達したと認められる日以降に提出させる。出来高の確認は、工事履行報告書の内容をもって足りるものとする。

なお、債権譲渡人及び債権譲受人が、融資制度に係る書類の提出、受理又は工事現場への立ち入り等をする際は、身分証明書又は建設工事等競争参加資格受付票を持参させるものとする。

(1) 提出する書類は次のとおりとする。

債権譲渡承諾依頼書(世田谷区様式1) 3通

締結済の世田谷区の承諾を得ることを停止条件とした債権譲渡契約証書の写し 1通

工事履行報告書 1通

発行日から3ヶ月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通

契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの。

(2) 申請書類の提出先は、当該工事の契約担当者とする。なお、申請書類の提出方法は、債権譲渡人と債権譲受人が共同して契約担当者に持参するものとし、郵送等による提出は認めないものとする。

(3) 申請書類の提出期限は、当該請負契約の履行期限の2週間前までとする。

2 申請内容の確認

債権譲渡の承諾申請に係る申請書類を受理した契約担当者は、以下の点について確認する。

(1) 第一の3に定める対象工事であること。

(2) 債権譲渡承諾依頼書

同じものが3通提出されていること。

本取扱いに定める世田谷区様式を使用しており、定められた必要事項の全てが記載されていること。

次の内容が契約書と一致していること。

- ・ 工事件名
- ・ 工事場所
- ・ 契約番号
- ・ 工期
- ・ 請負代金額

- ・ 債権譲渡人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名
債権譲渡人が使用した印が契約書に押印しているものと同一であること。
なお、契約締結後に使用印等の変更があった場合は、受付票により確認すること。
債権譲受人の所在地、名称、代表者職氏名及び使用した印が印鑑証明書と一致していること。

支払い済みの前払金額、中間前払金額及び部分払額に誤りがなく、債権譲渡額（申請時点）が請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。

JV案件の場合は、JVの名称、JVの代表者及び構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記載がJV協定書と一致していること。また、使用した印及び復代理人を定めている場合の所在地、役職名、氏名が契約書と一致していること。（JVの各構成員が単独で自らの持分に相当する債権のみの譲渡は出来ず、JV構成員全員が債権全体を一括して譲渡することが条件となる。）

（3）締結済の債権譲渡契約証書の写し

次の内容が契約書等と一致していること。

工事名、工事場所、契約日、工期、請負代金額、既受領金額、債権譲渡額

債権譲渡契約証書の債権譲渡人及び債権譲受人の記載は、それぞれ印鑑証明書により記載内容と実印を確認する。

JV案件の場合はJVの名称、JVの代表者及び構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記載があること。

（4）工事履行報告書

工事履行報告書中、実施工程により、本件工事の進捗状況が全体の2分の1以上であることを確認すること。

（5）印鑑証明書（原本）

発行日から3ヶ月以内の印鑑証明書（原本）が提出されていること。

（6）履行保証人の承諾書の写し

契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するものが提出されていること。

承諾書の写しの内容が通常の履行保証の内容であり、かつ適正な相手方が発行したものであることが確認できること。（役務的保証特約付ではない。）

発注者に提出済の保険又は保証証券等及び約款等と前項の相手方及び承諾書の記載内容が一致していること。

（7）その他申請内容の確認における留意事項

次に掲げる事由が明らかな場合は、当該債権譲渡の承諾申請に係る申請書類を受理した各契約担当者において、債権譲渡の不承諾の判断を行うものとする。

上記（4）の確認において、本件工事の進捗状況が明らかに全体の2分の1に満たないと認められる場合

債権譲渡の承諾申請があった時点において確実に年度内に工事が完了するとの判断ができない工事

債務負担行為に係る工事又は繰り返される工事で、債権譲渡の承諾申請があった時点

において確実に次年度に工事が完了し、かつ残工期が1年未満であるとの判断ができない工事

3 債権譲渡の承諾または不承諾

契約担当者は、前条の申請を受理した翌日から起算して、原則として、閉庁日を除く7日以内に承諾するか否かを債権譲渡人及び債権譲受人に通知しなければならない。

(1) 債権譲渡の承諾

契約担当者が、当該債権譲渡の承諾申請の内容を確認した後の承諾手続きは以下のとおりとする。

申請書類を受理した契約担当者は、速やかに債権譲渡の承諾のための決裁手続を行う。

契約担当者は決裁手続終了後、債権譲渡承諾書3通に契約担当者名、文書番号及び確定日付印を記入押印する。

契約担当者は、債権譲渡承諾書3通のうち、債権譲渡人と債権譲受人にそれぞれ1通ずつ交付する。

残りの債権譲渡承諾書及びその他の申請書類等については、契約書のつづりに添付し、保管する。

(2) 債権譲渡の不承諾

契約担当者が、当該債権譲渡の承諾申請受理後に、債権譲渡人が契約書第43条第1項各号のいずれかに該当することが判明したなど、申請内容に変更が生じたことにより債権譲渡の要件を満たさない場合の不承諾の手続きは以下のとおりとする。

申請書類を受理した契約担当者は、速やかに債権譲渡を不承諾とする決裁手続を行う。

なお、債権譲渡不承諾通知書には必ず不承諾とする理由を記入すること。

契約担当者は決裁手続終了後、債権譲渡不承諾通知書3通に契約担当者名、文書番号を記入押印する。

契約担当者は債権譲渡不承諾通知書3通のうち、債権譲渡人と債権譲受人に各々1通ずつ交付し、申請書類等を返却する。

残りの債権譲渡不承諾通知書については、契約書のつづりに添付し、保管する。

契約担当者は、債権譲渡不承諾通知書を債権譲渡人と債権譲受人に交付する際は、不承諾の理由を説明するものとする。

4 出来高の確認

(1) 債権譲受人は、融資制度における債権譲渡契約の締結及び融資審査手続等を行う際には、譲り受ける工事請負代金債権の担保のために工事の出来高を査定することとなっている。

(2) 契約担当者は、債権譲受人が出来高の査定のために現場確認の必要がある場合には、工事出来高確認協力依頼書(世田谷区様式2)の提出を受けるものとする。

(3) 債権譲受人から工事出来高確認協力依頼書の提出を受けた契約担当者は、工事主管課へ依頼書を送付し、工事主管課は工事に支障のない範囲内で工事現場への立入りを

書面又は口頭で承認し、立ち入りに必要な調整を行うものとする。

- (4) 債権譲受人が工事現場に立ち入る際は、身分証明書又は受付票を携帯させ、世田谷区から求められた場合は速やかに提示できるようさせるものとする。

5 融資実行の報告

- (1) 契約担当者は、債権譲受人が債権譲渡人に対し融資を実行した場合は、実行後1週間以内に連署の融資実行報告書を提出させるものとする。
- (2) 契約担当者は融資実行報告書に記載されている債権譲渡人と債権譲受人が債権譲渡承諾依頼書と一致することを確認のうえ受理し、当該契約書の綴りに添付し、保管する。

また、債権譲渡人の印と契約書の押印が同一であるか確認する。

- (3) 契約担当者は、債権譲渡人が当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、速やかに公共工事金融保証証書の写しを提出させるものとする。

6 請負代金等の請求

- (1) 契約担当者は、契約書に定められた検査等の所定の手続を経て、部分払金及び請負代金(以下「請負代金等」という。)の額が確定した場合に限り、債権譲受人が債権譲渡人から譲り受けた工事請負代金債権の範囲内で、債権譲受人から支払いの請求を受けるものとする。

なお、債権譲渡承諾後は、債権譲渡人からの請求は一切受けることができない。

- (2) 契約担当者は、債権譲渡承諾をした後、債権譲受人から工事請負代金の支払いをするための口座振込依頼書兼登録申請書(世田谷区様式3)の提出を受けるものとする。
- (3) 債権譲渡が成立した工事請負契約について、当該工事がしゅん工し、検査に合格したときは、契約担当者と契約締結請求課長は支出負担行為の決定内容につき相手方を債権譲渡人から債権譲受人に変更する処理をする。
- (4) 債権譲受人は請負契約に基づき確定した請負代金等の支払いを世田谷区に対し請求するときは、工事請負代金請求書(世田谷区様式4)を契約担当者に提出するものとする。
- (5) 契約担当者は当該工事請負代金請求書を契約締結請求課長に送付し、契約締結請求課長は、工事請負代金債権の金額を確認のうえ、債権譲渡通知書に基づき譲渡された工事請負代金債権を支払うものとする。

7 契約変更の場合の取扱い

債権譲渡後の契約変更により請負契約の契約金額が変更され、その結果、工事請負代金債権の額が変更された場合は、契約担当者は債権譲渡人から債権譲受人に対して、契約変更の際に世田谷区に提出した変更承諾書の写しを提出させるものとする。

8 契約解除の場合の取扱い

- (1) 請負契約が工事完成前に解除された場合の工事請負代金債権の金額は、契約書第4

7条第1項の既済部分の検査に合格し、引渡しを受けた部分に相応する請負代金額から、既に支払いをした前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する違約金等の世田谷区の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。

- (2) 債権譲渡を承諾した後に債権譲渡人の倒産等又はその他の理由により契約解除された場合は、契約担当者は前項により算出した額を工事請負代金債権の額として、債権譲渡人に通知するものとする。

9 不正行為への措置

融資制度に関し債権譲渡人や債権譲受人から世田谷区に提出された書面について、明らかな偽造、改ざん等の不正行為が認められたときは、契約担当者は融資制度の監督官庁、債権譲受人の監督行政庁及び振興基金等にその事実を通報する。

債権譲渡承諾依頼書

平成 年 月 日

世田谷区契約担当者 あて

(甲) 債権譲渡人

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

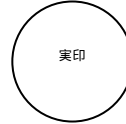


(乙) 債権譲受人

所在地

商号又は名称

代表者職氏名



債権譲渡人(以下「甲」という。)が世田谷区に対して有する工事請負契約書(世田谷区と甲との間で締結された平成 年 月 日付けの工事請負契約書)に基づく下記の工事請負代金債権を、「地域建設業経営強化融資制度について」(平成 20 年 10 月 17 日付国総建第 197 号、国総建整第 154 号。)に基づく「地域建設業経営強化融資制度」(以下、「融資制度」という。)を利用するために、債権譲受人(以下「乙」という。)と締結した平成 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、乙に譲渡することにつき、工事請負契約約款第 5 条第 1 項ただし書きに規定する承諾をいただきますよう依頼します。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約約款第 41 条に規定するかし担保責任は甲に留保されていることを申し添えます。

記

1 譲渡対象債権

譲渡される甲の工事請負代金債権は、本件請負契約の工事が完成した場合には工事請負契約約款第 31 条第 2 項の検査に合格し引き渡しを受けた部分に相応する工事請負代金額から既に支払いを受けた前払金、中間前払金、部分払金及び本件請負契約により発生する世田谷区の請求権に基づく金額を控除した額とします。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、工事請負契約約款第 47 条第 1 項の既済部分の検査に合格し引渡しを受けた部分に相応する工事請負代金額から既に支払いを受けた前払金、中間前払金、部分払金及び本件請負契約により発生する違約金等の世田谷区の請求権に基づく金額のうち、工事履行保証契約等により確保されなかった金額を控除した額の全額とします。

(1) 工事件名

(2) 工事場所

(3) 契約番号 世契 第 号

(4) 工期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(5) 請負代金額 金 円

(6) 支払済前払金額 金 円

(7) 支払済中間前払金額 金 円

(8) 支払済部分払額 金 円

(9) 債権譲渡額 金 円(平成 年 月 日現在見込額)

((9) = (5) - (6) - (7) - (8))

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合は (5) 及び (9) は契約変更後の金額とします。

- 2 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それ以外の債権を担保するものではありません。また、上記工事の工事請負代金債権については、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを申し添えます。
- 3 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為は行いません。
- 4 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行い、世田谷区には一切ご迷惑をおかけいたしません。
- 5 融資制度の手続に関し必要な既済部分の確認は、乙が責任を持って厳正に行います。
- 6 甲及び乙は、請負契約に基づき世田谷区が行う既済部分の査定結果については、一切異議を申し立てません。
- 7 本件債権譲渡の承諾を得た後は、本件工事の部分払金及び請負代金の請求は乙が行い、甲は一切の請求を行いません。
- 8 本件に関する甲乙の連絡先及び担当者

(甲)	氏名		(乙)	氏名	
	電話			電話	

第 号
平成 年 月 日

(甲) _____ 様
(乙) _____ 様

債権譲渡承諾書

上記工事請負代金債権の譲渡承諾依頼については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約約款第 5 条第 1 項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって工事請負契約約款第 41 条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではありません。

記

- 1 甲及び乙は、上記債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。

確定日付 印欄	
------------	--

世田谷区契約担当者

印

工事出来高確認協力依頼書

平成 年 月 日

世田谷区役所 御中

所在地
名称
代表者職氏名

下記工事について「地域建設業経営強化融資制度」による融資を予定しており、同工事の出来高を確認する必要があります。

つきましては、同工事の出来高確認について工事現場の立ち入りについて協力いただきますようお願いいたします。

記

1 工事名 _____

2 契約番号 _____

3 請負者 _____

4 現場立ち入り希望日時 平成 年 月 日 時 分 ~ 時 分

5 連絡先 電 話 _____

担当者氏名 _____

工事請負代金請求書

平成 年 月 日

世田谷区契約担当者 様

(債権譲受人)住所
氏名
電話

平成 年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

¥ _____ 円

(内訳)

(1) 請負代金額	¥ _____	円
(2) 前払金受領済額	¥ _____	円
(3) 中間前払金受領済 及び部分払金受領済額	¥ _____	円
(4) 履行遅滞の場合における損害金等	¥ _____	円
(5) 今回請求金額 (1) - (2) - (3) - (4)	¥ _____	円
(6) 残額	¥ _____	円

2 件名

3 契約番号

世 第 _____ 号

4 承認番号

_____ 第 _____ 号

5 相手方コード

0 0 _____